



倶知安町宿泊税徴収の手引

(宿泊税事務取扱要領)

Accommodation Tax



倶知安町

Kutchan Town

令和元年12月24日 改訂
編集・発行 倶知安町税務課

目次

第1章 宿泊税について	3
1 宿泊税の目的と使途	3
2 宿泊税の徴収方法	4
3 宿泊税の所管部署	5
第2章 宿泊税の仕組み	6
1 課税客体・納税義務者	6
2 課税標準・宿泊料金	7
3 税率	9
4 課税免除	10
第3章 特別徴収義務者の登録等	12
1 特別徴収義務者の登録	12
2 登録事項の変更	16
第4章 宿泊税の申告納入	17
1 申告納入	17
2 宿泊税納入申告書・宿泊税徴収簿・宿泊税納入書の記入例	20
3 納入義務の免除・還付	25
4 更正の請求	25

第5章 適正な申告納入のために	26
1 納税管理人	26
2 帳簿等の記載・保存	26
3 調査	26
4 更正・決定	26
5 加算金	27
6 延滞金	27
7 審査請求	28
第6章 その他	29
1 領収書等への表示	29
2 特別徴収義務者徴収奨励金	31

※ 本書作成に当たり、先進地である「東京都」、「大阪府」、「京都市」のホームページから宿泊税に関する資料を参考にさせていただいております。ご了承ください。

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

(目的)

宿泊税は、世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために、倶知安町が独自に導入した法定外目的税*1です。

(用途)

・宿泊税によって得られた税収は、観光客満足度の底上げと再び「倶知安」を訪れていただくため、本町が抱える課題の解決に使用させていただきます。

■観光施策は次のとおりです。

施策	個別施策	取り組む(解決すべき)課題
リゾート地としての質の向上 リゾートエリア・ニセコとして広域的に取り組み、リゾート地(エリア)としての質を向上させ、観光客の満足度を上げる。	域内交通網の整備	●エリア内移動をスムーズにする(リフト・バス事業者等が個別に実施している交通手段の融合) ●バス、タクシーの運転資格取得支援、ICカード利用による読み取り機材の車載促進支援
	ニセコ・羊蹄山の環境保全	●「ニセコルール」を恒久的に維持するための人材育成支援 ●スキーパトロール、山岳ガイドの人材育成支援
	安心・安全なリゾートの形成	●防犯灯・防犯カメラの設置、臨時交番の設置 ●防災・防火対策
リゾート地としての魅力の向上 リゾートタウン・倶知安としての魅力を向上させ、観光客の満足度を上げる。	“観光インフラ”の整備	●市街地⇄ひらふ地区を結ぶ交通アクセスの向上 ●ひらふ第一駐車場の再整備 ●自然環境及び景観保全 ●観光ガイド、通訳、プロモーション対応の人材育成支援 ●DMO組織の強化(財源・職員)観光活動の中核として位置付ける
	新幹線を意識したまちづくり	●2次交通のハブとなる交通ターミナル機能の設置 ●駅周辺の交流空間

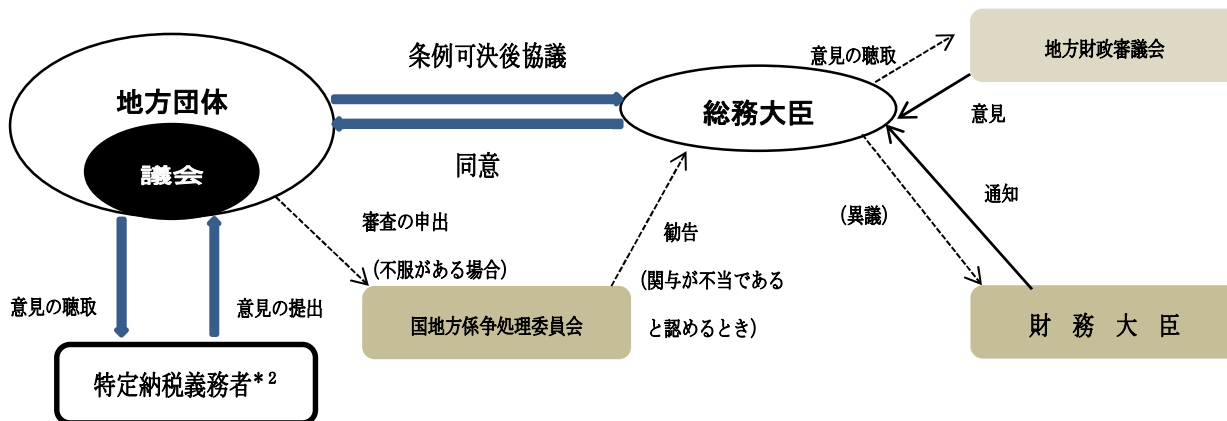
※注 具体的な個別事業(年次計画含む。)は、関連する個別計画の他、関係団体等と協議しながら決定します。

*1 法定外目的税

地方団体は、地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許

可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成 16 年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税率割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第 261 条、第 671 条、第 733 条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ 前 2 号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

*** 2 「特定納税義務者」**

法定外税の納税額が、全納税者の納税総額の 10 分の 1 を継続的に超えると見込まれる者として、次の 2 つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

1. 条例施行後 5 年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税総額の 10 分の 1 を超える見込みがあること。
2. 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税総額の 10 分の 1 を超える年が、条例施行後 5 年間のうち 3 年以上あると見込まれること。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、倶知安町内に所在する、旅館業法に定める旅館業を営む施設（同法に規定する下宿営業を除く。）及び住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設（以下、本書において「宿泊施設」という。）の宿泊者ですが、倶知安町が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金とあわせて宿泊税を徴収し、倶知安町へ申告納入してい

ただのこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額未払であっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者*がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入する義務があります。

※本書において、特別徴収義務者は次項(2)を指します。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業を営む方です。

ただし、実際にその施設の経営に責任を有している方(全面的に経営を委託している場合など)が別にいる場合には、その別の方が特別徴収義務者となることがありますので、担当までご相談ください。



特別徴収義務者には、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等の義務が課されます。

- 特別徴収義務者の登録 P. 12
- 宿泊税の申告納入 P. 17
- 帳簿等の記載・保存 P. 26

3 宿泊税の所管部署

宿泊税の申告及び賦課徴収に係る事務については、税務課 宿泊税係 で行います。

俱知安町役場税務課 宿泊税係
〒044-0001 虻田郡俱知安町北1条東3丁目
俱知安町役場
TEL : 0136-56-8002

第2章 宿泊税の仕組み

1 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は、宿泊税条例施行日（2019年11月1日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

（1） 宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうか判断します。

【課税対象となる「宿泊」の判断基準】

- 1 旅館業の許可が必要とされる宿泊の定義に該当するか
- 2 日をまたぐ就寝を伴う行為であるか。
- 3 宿泊施設が宿泊者との契約行為において「宿泊」として取り扱っているか

※（旅館業法の許可が必要な宿泊） 次の4項目すべて該当するもの

- ① 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ② 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている）
- ③ 継続反復性がある（宿泊募集を継続的に行っている）
- ④ 生活の本拠でない（使用期間が1ヶ月未満、又は1ヶ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

【具体例】

	事例	課税対象可否
①	到着が遅れ、実際にチェックインした日がチェックイン予定日の翌日になるなど、午前零時を超えてチェックインした場合	日をまたいで宿泊を行う契約となっており、当該契約に基づき宿泊料が徴収されるのであれば、 課税対象 到着がチェックイン予定日の翌朝になり、宿泊施設が宿泊料を徴しない場合は、 課税対象外
②	「キャンセル」した場合	「宿泊行為」にならないため、 課税対象外 ※仮に、旅行予約サイト（ネット）による宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が「当該宿泊税分」を返金する。宿泊施設と運営会社との取り決めによります。
③	「デイクース（日帰り利用）」の場合	旅館業法の許可が必要な宿泊であるが、日をまたがないため、 課税対象外

④	契約上「休憩」で、6時間以上の利用かつ日をまたぐ場合	いわゆる「デイクース」(日帰り利用)と異なり、実質的に宿泊であるとみなし、 課税対象
⑤	幼児を無料で宿泊させる場合	旅館業法の許可が必要な宿泊でない(宿泊料を徴収していない)ため、 課税対象外
⑥	企業の研修において、社員が研修のために利用する場合	社会通念上、宿泊の対価として費用を徴収していないものと考えられ、旅館業法の許可が必要な宿泊でない(宿泊料を徴収していない)ため、 課税対象外

(2) 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいい、宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が宿泊者となります。

2 課税標準・宿泊料金

宿泊税の課税標準は、次の表に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、それぞれの定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てます。

計算区分	課税標準
1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1人の宿泊料金
1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1部屋の宿泊料金
1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1棟の宿泊料金

この場合の宿泊料金とは、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して、その対価又は負担として支払うべき金額から、次表の右欄(宿泊料金に含まれないもの)に掲げる額を除いた金額です。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として請求される <u>清掃代、寝具代、入浴代、寝衣代及びサービス料、奉仕料等</u>	○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額 ○ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額 ○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税(国税・地方税) ○ 自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金額等

○ 宿泊施設が旅行者に払う手数料等に相当する金額	○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 ○ 旅行者が宿泊者からとる手数料等に相当する金額
--------------------------	---

【宿泊料金に関する Q&A】

	設定ごとの宿泊料金	摘 要
①	食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金	<input type="checkbox"/> 食事、宴会等が宿泊に付随されて提供される場合は、食事料金等に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。 <input type="checkbox"/> 無料で食事等が提供される場合には、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
②	企画旅行・手配旅行における宿泊料金	<input type="checkbox"/> 企画旅行については、旅行者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金によります。 <input type="checkbox"/> 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によりますが、旅行者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。
③	割引・優待等があった場合における宿泊料金	<input type="checkbox"/> 一般・会員割引、株主優待等による宿泊など、宿泊施設において宿泊者に対し通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。 <input type="checkbox"/> 旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して、これによる割引を行う場合においては、割引前の金額を宿泊料金とします。
④	補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金	<input type="checkbox"/> 補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払がある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。
⑤	連泊割引における宿泊料金	<input type="checkbox"/> 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

		<input type="checkbox"/> 連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊料金とします。
⑥	延長等があった場合における宿泊料金	<input type="checkbox"/> 宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴している場合には、当該延長料金を宿泊料金に含めず、宿泊料金として徴している場合には、当該延長に係る料金を宿泊料金に含みます。
⑦	税込宿泊料金	<input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合、又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。
⑧	外貨建て取引による宿泊料金	<input type="checkbox"/> 宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊日現在の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定してください。）

3 税率

宿泊税の税率は、課税標準である宿泊料金の **2%** です。

4 課税免除

(1) 修学旅行生等の課税免除

次に掲げる方に対しては、宿泊税を課さないこととします。

- ア 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの
- イ 学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校（前期課程を除く。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部を除く。）、大学、高等専門学校若しくは学校教育法第124条で規定する専修学校の生徒又は学生で、俱知安町内で職場体験を行うもの

修学旅行生かどうかの判断は、学校から発行される修学旅行等であることの証明書により行ってください。なお、学校から発行された証明書は、宿泊施設において5年間保存してください。

【学校から提出していただく証明書の見本】

俱知安町長 様 住所 学校名 学校長名	年 月 日 ㊟
修学旅行等であることの証明書	
下記の宿泊に関しては、俱知安町宿泊税条例第5条に規定する修学旅行その他学校行事に該当するものであることを証明します。	
記	
宿 泊 日	年 月 日 ～ 年 月 日
活 動 の 種 類	<input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他学校行事（ ）
宿 泊 施 設 名	
課税免除となる宿泊人数（※）	
備 考	

※ 課税免除となる宿泊人数には、修学旅行その他学校行事に参加している方及び引率の方が含まれています。引率の方とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

課税免除の対象となる「その他学校行事」とは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊行為を伴うものをいいます。そのため、部活動やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊行為については、課税免除の対象とはなりません。

学校教育法第1条で規定する学校のうち、大学を除くものを対象としており、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。

引率者とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除

外国大使等に対する宿泊税課税免除の取扱いについて

俱知安町税務課

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

- ※ 課税免除の取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」に準ずるものです。
- ※ 課税免除の対象となる者は、消費税の手續により、外務省大臣官房儀典官から証明書となる免税カードの交付を受けた方です。

【宿泊税が免除される外国大使等】

消費税が免除される下記外国大使として、外務省より証明書（消費税免除カード）の交付を受けたものをいいます。

大使館等	大使館、公使館、総領事館、領事館（名誉（総）領事館を除く）及び外国政府等代表部並びにこれらに類する外国政府等の機関で日本国政府が認める機関
大使等	①大使、公使、代理公使、臨時代理大（公）使及び大（公）使館員（参事官、書記官、外交官補、陸海空軍駐在員及びその他の外交職員並びに事務技術職員） ②総領事、領事等の領事館（名誉領事館を除く）及び（総）領事館の事務技術職員 ③外国政府等代表部員 ④大使館、公使館又は領事館に準じるものとして日本国政府が認める外国政府等の機関の職員 ⑤上記①から④の家族

【課税免除の手續】

- (1) 外国大使等より、宿泊に際し、消費税の免除のための「消費税免除カード」の提示及び「外国公館等用免税購入表」の提出を受けてください。
- (2) 消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

第3章 特別徴収義務者の登録等

1 特別徴収義務者の登録

旅館業法第3条第1項の営業許可、又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む宿泊施設の経営者の方は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録が必要となります。なお、登録は営業許可を受けた施設単位ごとに行ってください。

特別徴収義務者登録の申請期限

- 新たに宿泊施設の経営を始める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・経営開始の5日前まで
- 宿泊税の徴収に便宜を有するものとして指定を受けた場合・・指定を受けた日から
10日以内

特別徴収義務者登録の申請書類

- 宿泊税特別徴収義務者登録申請書（別記様式第2号）
- 登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）原本
- 住民票（経営者が個人の場合）※ただし、申請書にマイナンバー記載があった場合を除く。
- 旅館業営業許可証（写）又は住宅宿泊事業法による届出で登録された事実が分かる書類（写）
- 宿泊契約書（写） ※宿泊約款等の写
- 宿泊料金を記載した書面（写） ※ホームページ等に掲載している宿泊料金の写

※倶知安町宿泊税条例第9条第2項に規定する宿泊税の徴収について便宜を有する者（実質的経営者）を特別徴収義務者に指定する場合は、上記に加えて以下の書類の写し等を添付してください。

- 実質的経営者である旨の申立書
- 許認可者と実質的経営者との間で締結した契約書等（写）
- 宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）

※共同経営者がある場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

記載例

1

別記様式第2号（第5条関係）

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

倶知安町長 様

倶知安町宿泊税条例 第10条第1項 第10条第3項 の規定により、次のとおり特別徴収義務者としての登録の変更を申請します。

2

3

4

5

6

7

特別徴収義務者	住所	電話 — —			
	ふりがな 氏名又は名称 〔法人にあっては、 代表者の氏名〕	(個人番号又は法人番号 ⑩)			
ホテル等の営業の許可等を受けた者との関係					
ホテル等の営業の許可等	住所又は所在地	電話 — —			
	ふりがな 氏名又は名称 〔法人にあっては、 代表者の氏名〕				
	※種 別	許可等番号			
施設	所在地	電話 — —			
	ふりがな 名 称				
	概 要	床面積 m ²	地上階 地下階	客室数 室	収容人員 名
	営業開始予定年月日又は 経営開始年月日	年 月 日			
	営業の休止期間	年 月 日から	年 月 日		
施設の所有者	住所又は所在地	電話 — —			
	ふりがな 氏名又は名称 〔法人にあっては、 代表者の氏名〕	(個人番号又は法人番号 ⑩)			
共同事業者	住所又は所在地	電話 — —			
	ふりがな 氏名又は名称 〔法人にあっては、 代表者の氏名〕				
書類の送付先	住所又は所在地	電話 — —			
	ふりがな 代表者の氏名				
備考					

条例第10条第3項による変更申請の場合は、変更する箇所のみ記載してください。

※ 種別については、「ホテル・旅館・簡易宿所・民泊」のいずれかを記載してください。

(登録申請書の記載事項)

1 「提出年月日」欄

- 申請書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号を記載してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。
- 特別徴収義務者が法人の場合は、代表者印を押印してください。
- ふりがな欄も必ず記載してください。
- 特別徴収義務者と許認可名義人が異なる場合は、両者の関係を具体的に記載してください。
- 法人番号は、必ず記載してください。ご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト (URL : <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/kensaku-kekka.html>)」にてご確認ください。

3 「ホテル等の営業の許可等」欄

- 旅館業法の営業許可証・住宅宿泊事業法による届出を済ませ登録された事実が分かる書面に記載されている内容を転記してください。「種別」は、ホテル・旅館・簡易宿所・民泊の区分のいずれかを記載してください。

4 「施設」欄

- 宿泊施設の所在地、電話番号、名称（営業許可を受けている名称）を記載してください。
- ふりがな欄も必ず記載してください。
- 概要の各項目には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の床面積、階層数、客室数、収容人員を記載してください。階層数で地下がある場合は、その旨記載してください。
- 経営を開始した（開始する）年月日を記載してください。
- 一定期間において、営業を休止する場合は休止する期間を記入してください。

5 「施設の所有者」欄

- 施設の建物登記事項証明書に記載されている所有者の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載してください。所有者が法人の場合には所在地、法人名及び代表者名を記載してください。
- 施設の所有者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

□ ふりがな欄も必ず記載してください。

6 「共同事業者」欄

- この欄には特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- 記載すべき共同事業者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

7 「書類の送付先」欄

- 申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の宛先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記載してください。

特別徴収義務者登録後の手続きについて

- 登録が済みましたら「① 宿泊税特別徴収義務者登録通知書、② 宿泊税特別徴収義務者証」を送付します。「② 宿泊税特別徴収義務者証」につきましては、フロント等の見やすい箇所に掲示してください。
- 万が一、「② 宿泊税特別徴収義務者証」を毀損・紛失した場合には、再発行の申請を行ってください。

① 宿泊税特別徴収義務者登録通知書

指 定 番 号		宿 泊 税 特 別 徴 収 義 務 者 登 録 通 知 書	
		第 号 年 月 日	
住（居）所 （所在地） 氏 名 （名 称）		様 俱知安町長 <input type="checkbox"/>	
<small>俱知安町宿泊税条例第10条第2項の規定により、次のとおり特別徴収義務者として登録しましたので、俱知安町宿泊税条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。</small>			
宿 泊 施 設	所 在 地		
	名 称		
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名 又 は 名 称		
備 考			

② 宿泊税特別徴収義務者証

	第 号
	
俱知安町	
宿泊税特別徴収義務者証	
俱知安町宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。	
宿泊施設名	
宿泊施設所在地	
Accommodation Tax Special Collecting Agent Certificate	
Verified as a special collecting agent as written in the Kutchan Town Tax Ordinance.	
	 Kutchan Town

2 登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更申請

特別徴収義務者として登録している事項（代表者、施設名称、送付先等）に変更があった場合は、「宿泊税特別徴収義務者登録申請書（規則別記様式第2号）*1」を提出してください。

その際は、以下の書類を添付してください。

新規：条例第10条第1項

変更：条例第10条第3項（変更・休止／再開・廃止）

要件	登録区分	時期	添付書類
個人の特別徴収義務者の住所又は氏名等に変更があった場合	変更	変更があったとき	住民票
法人の代表者又は名称変更があった場合	変更	変更があったとき	登記事項証明書（履歴事項証明書）
宿泊施設の営業許可・特定認定内容、施設の所在地又は名称、施設所有者が変更になった場合	変更	変更があったとき	旅館業法等による変更届出書又は事実を確認できる書類等
その他変更			
営業譲渡又は相続（贈与）	変更（廃止） 新規	変更があったとき	/
既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併	変更（廃止） 新規	変更があったとき	
分割等による新法人への業務移管	変更（廃止） 新規	変更があったとき	
個人事業者が法人組織へ変更した場合	変更（廃止） 新規	変更があったとき	
特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合	変更（廃止） 新規	変更があったとき	
宿泊施設の経営を1ヶ月以上休止しようとする場合	変更（休止）	休止しようとするとき	旅館業法等の規定による廃止（停止）又は「休止のお知らせ」
期間を定めずに休止していたときに、経営を再開しようとする場合	変更（再開）	再開しようとするとき	旅館業法等の規定による変更届出書又は「再開のお知らせ」
宿泊施設の経営を廃止した場合	変更（廃止）	廃止した日から10日以内	登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）又は旅館業法等の規定による廃止（停止）届

* 1 登録申請（条例第 10 条第 1 項）と変更申請（条例第 10 条第 3 項）については、同様式であるため、変更申請の場合は、下記のとおり、() で囲んでください。

別記様式第 2 号

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

倶知安町長 様

倶知安町宿泊税条例 第10条第1項
第10条第3項 の規定により、次のとおり登録特別徴収義務者としての登録の変更を申請します。

※記載欄には、変更箇所のみ記入してください。

第 4 章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則宿泊施設ごとに翌月の末日までに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」を町税務課に提出して、その税額を「宿泊税納入書」により納入してください。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

※ 月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたる時は、次の平日が申告納入期限になります。

※ 12 月の申告納入期限は翌年 1 月 6 日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる時は、次の平日）です。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請により、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3 ヶ月分を取りまとめた年 4 回の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 3月分 4月分 5月分 </div>	6月末日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">前ページ※参照</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 9月分 10月分 11月分 </div>	12月末日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">前ページ※参照</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 6月分 7月分 8月分 </div>	9月末日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">前ページ※参照</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 12月分 1月分 2月分 </div>	3月末日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">前ページ※参照</div>

□ 適用の要件（※下記の項目すべてを満たすこと。）

- ① 申請書の提出の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ② 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ③ 対象期間において町税の徴収金を滞納していないこと。
- ④ 申請書を提出した月の12ヶ月前の月の初日までに、旅館業法の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法の届出を行っていること。
- ⑤ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- ⑥ 条例第11条第2項の規定で定める金額は、同項の規定の適用を受けようとして、第4項の申請書を提出した日の属する月の12月間の当該施設における、宿泊税の納入すべき合計額が360万円以下であること。

□ 申請方法

特例に適用を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに「宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書」を町税務課に提出してください。

一度適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、次年度以降も継続の取扱いとしますので、毎年度の申請は必要ありません。ただし、特例の適用を受けている宿泊施設において、経営者が変更となった場合については、意向を確認するため、改めて、「宿泊税の納入申告書の提出期限の特例に関する申請書」を提出してください。

□ 適用の取消し

申告納入期限までに申告納入がないなど、特例適用の要件を満たさなくなると認められる場合は、この特例の適用を取り消します。

□ 申告納入の合算申請

原則としてそれぞれの施設ごとに申告していただきますが、特別徴収義務者の事務の負担軽減の観点から、複数の宿泊施設を営んでいる場合、「宿泊税合算申告納入承認申請書」の提出により合算して申告納入することができます。

(3) 宿泊税納入申告書

「宿泊税納入申告書」には、宿泊のあった月における宿泊税に係る宿泊料金の総額、宿泊税額及び課税免除となった宿泊の総数を記入してください。

なお、「宿泊税納入申告書」の記入、提出に当たっては、以下に点について注意してください。

- 町税務課の窓口へ提出してください。(郵送による提出も可能です。)
- 申告すべき宿泊税額が0円の場合も提出をお願いします。
- 申告納入期限の特例を適用されている場合、1枚の「宿泊税納入申告書」に3ヶ月分の申告内容を記入してください。

(4) 納入書

毎月末日までに「宿泊税納入申告書」に記入した前月分の徴収税額を次表の金融機関等を通じて宿泊税の「宿泊税納入書」により納入してください。申告納入期限の特例を適用されている場合、1ヶ月分ごとに1枚「宿泊税納入書」を作成してください。

【町税の納付・納入場所】

役場	倶知安町役場出納室（1F）
銀行	北洋銀行本・支店
信用金庫	北海道信用金庫倶知安支店
労働金庫	北海道労働金庫倶知安支店
農業協同組合	ようてい農業協同組合本所
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行又は郵便局

2 宿泊税納入申告書・宿泊税徴収原簿・宿泊税納入（納付）書の記入例

【納入申告書】

別記様式第4号

宿泊税納入申告書

申告書の提出年月日を記入

指定番号 ●●●●●●●●

【指定番号欄】 俱知安町から宿泊施設ごとに割り当てられる指定番号（8ケタ）を記入してください。
*番号桁数は確定していません。

(宛先) 俱知安町長

申告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
俱知安町字◆◆1番地1

申告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
株式会社 俱知安観光
代表取締役 税務 ジャが太
電話 0136-◆◆1234

個人番号又は法人番号

この申告に係る宿泊施設
所在地 俱知安町字◆◆2番地2
名称 ニセコ羊蹄山ホテル

宿泊税の納入について、俱知安町宿泊税条例第11条第1項の規定により申告します。

年	区分	宿泊料金総額	宿泊者数	A 宿泊料金	B 税率	税額 (A×B)
		課税標準	円 a	(人) ①	円	100分の2
月分	1 部屋	円 b	(定員数) ②	円		円 ⑤
	1 棟	円 c	(定員数) ③	円		円 ⑥
	宿泊者数 (a+b+c)	人	課税対象となる宿泊料金 (①+②+③)	円	納入すべき税額	円
	課税免除	人	課税免除金額	円	(④+⑤+⑥)	

年	区分	宿泊料金総額	宿泊者数	A 宿泊料金	B 税率	税額 (A×B)
		課税標準	円 a	(人) ①	円	100分の2
月分	1 部屋	円 b	(定員数) ②	円		円 ⑤
	1 棟	円 c	(定員数) ③	円		円 ⑥
	宿泊者数 (a+b+c)	人	課税対象となる宿泊料金 (①+②+③)	円	納入すべき税額	円
	課税免除	人	課税免除金額	円	(④+⑤+⑥)	

年	区分	宿泊料金総額	宿泊者数	A 宿泊料金	B 税率	税額 (A×B)
		課税標準	円 a	(人) ①	円	100分の2
月分	1 部屋	円 b	(定員数) ②	円		円 ⑤
	1 棟	円 c	(定員数) ③	円		円 ⑥
	宿泊者数 (a+b+c)	人	課税対象となる宿泊料金 (①+②+③)	円	納入すべき税額	円
	課税免除	人	課税免除金額	円	(④+⑤+⑥)	

注 この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。ただし、俱知安町宿泊税条例第11条第2項の規定による承認を受けているときは、3月、6月、9月及び12月の末日までに提出してください。
A 宿泊料金は、1人又は1部屋（1棟）の宿泊料金の合計額から100円未満の端数を切り捨てた金額の合計額を記載してください。

【申請者欄】

- 宿泊施設を営む者の住所、氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を記入してください。
- 法人の場合は、代表者印を押印してください。

【この申告に係る宿泊施設欄】

- 宿泊施設の所在地及び名称を記入してください。
- 納入申告書は、宿泊施設ごとに作成いただく必要があります。複数の施設を営んでおられる方は、その施設の数だけ納入申告書の作成をお願いします。

【各月分申告欄】

- 宿泊行為の月ごとにお客さんが支払う支払額の総額。

● 課税標準額としての宿泊料金（消費税等を除いたあと、百円未満切り捨てた金額）

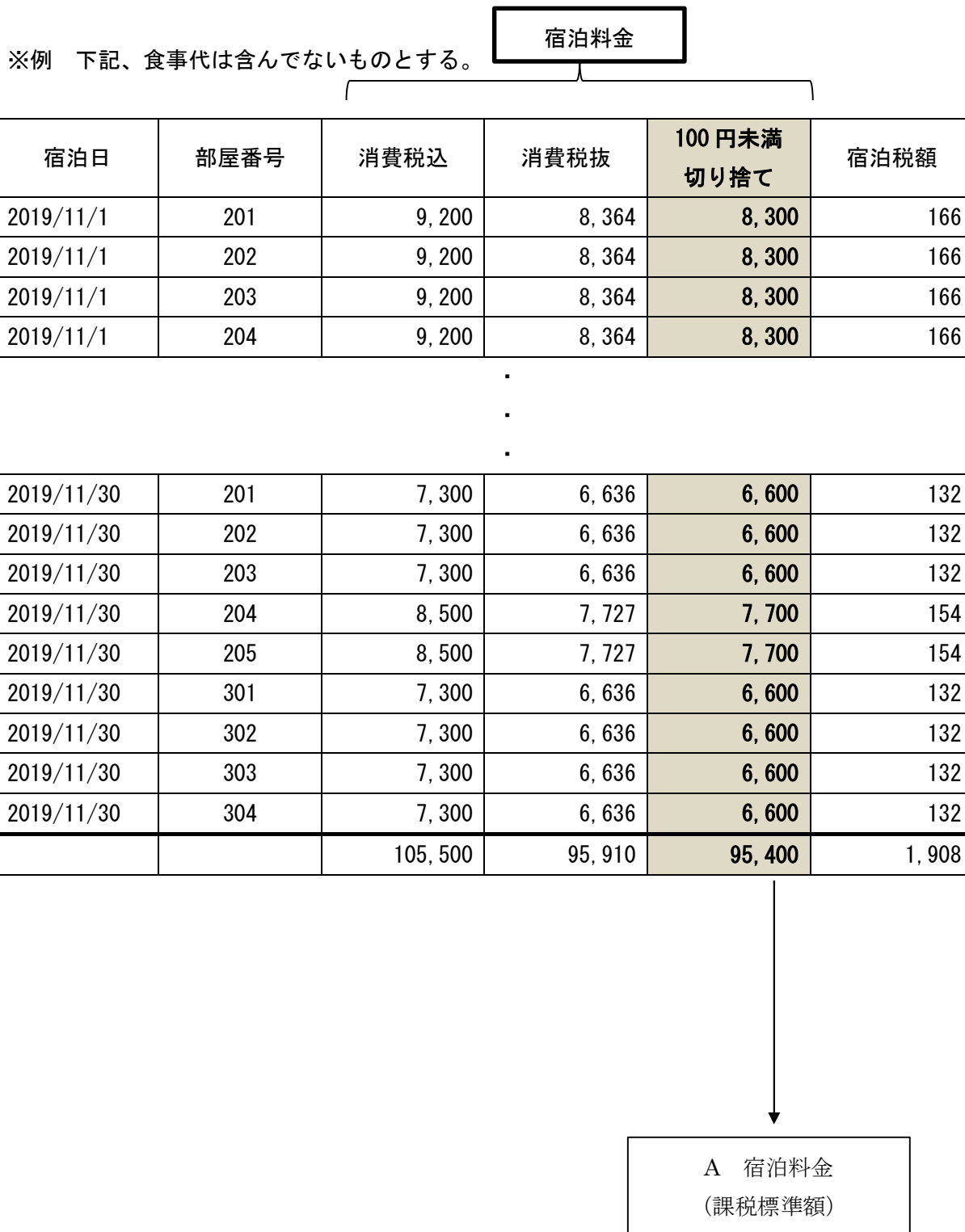
● 税率（2%）乗じて得た額及びその合計額を記入してください。

※記入にあたっては、宿泊税徴収原簿より転記してください。

※「A 宿泊料金」の詳細については、次ページにて参照願います。

(P20 宿泊税納入申告書に記載の「A 宿泊料金」とは)

- ・ 納入申告書「A 宿泊料金」欄に記載する宿泊料金は課税標準額です。



【宿泊税徴収原簿】 (見本)

パターン A

宿 泊 税 徴 収 原 簿												2019年 11月分		
指定番号		●●●●●●●●		特別徴収義務者の氏名又は名称				(株)倶知安観光						
				宿 泊 施 設 の 名 称				ニセコ羊蹄山ホテル						
日付	区分	課 税 対 象										課税免除 (人)	宿泊税額 【税率2%】 合 計	
		シングル		ツイン		トリプル		和室		その他				
		宿泊総額	宿泊料金f	宿泊総額	宿泊料金g	宿泊総額	宿泊料金h	宿泊総額	宿泊料金i	宿泊総額	宿泊料金j			
		人		人		人		人		人				
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
計														

□この欄には、宿泊日ごと及び区分ごとの宿泊料金の総額、課税標準となる宿泊料金、宿泊税額、宿泊人数の総数を記入してください。

- 宿泊税徴収原簿は任意の様式で結構です。
- 納入申告書確認のため、「徴収原簿の写し又は上記内容を確認できる書類」は、納入申告書に添付してください。毎月作成のうえ、5年間の保管をお願いします。
- 宿泊者がいなかった月であっても、そのことが分かるよう徴収原簿を作成いただく必要があります。

*宿泊料金とは、別に規定する額をいい、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関し、その対価又は負担として支払うべき金額から次の金額を除いた額です。

- 宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額
- 会議室の使用、休憩及びこれに類いする利用行為に係る金額
- 消費税、地方消費税、入湯税等の税
- 自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金額等
- 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
- 旅行業者が宿泊者からとる手数料等に相当する金額

*課税対象欄のそれぞれの区分（宿泊施設（部屋）形態）において、例えばシングルであっても価格帯があり、それぞれの金額（宿泊料金）ごとに項目を追加していただき、記載していただきます。また、必要のない項目につきましては、削除しても構いません。

宿泊日ごとの宿泊税額を記入してください。

納入申告書の内訳資料として必ず添付してください。記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。「申告納期限の特例適用者」の指定を受けた場合は、3か月の内訳表を1枚にまとめたものも使用できます。
 ※(略称) BR: ベッドルーム

パターンB (コンドミニアム・貸別荘・コテージ等)

宿泊税徴収原簿											2019年 11月分	
指定番号		●●●●●●●●				特別徴収義務者の氏名又は名称					(株)倶知安観光	
						宿泊施設の名称					ニセコ羊蹄山ホテル	
日付 区分	課税対象 コンドミニアム・貸別荘・コテージ・特別室										課税 免除 (人)	宿泊税額 【税率2%】 合計
	1BR		1.5BR		2BR		3BR		その他			
	宿泊総額	宿泊料金f	宿泊総額	宿泊料金g	宿泊総額	宿泊料金h	宿泊総額	宿泊料金i	宿泊総額	宿泊料金j		
	定員数		定員数	定員数		定員数		定員数	定員数			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
計												

□この欄には、宿泊日ごと及び区分ごとの宿泊料金の総額、課税標準となる宿泊料金、宿泊税額、定員人員数の総数を記入してください。

- 宿泊税徴収原簿は任意の様式で結構です。
- 納入申告書確認のため、「徴収原簿の写し又は上記内容を確認できる書類」は、納入申告書に添付してください。毎月作成のうえ、5年間の保管をお願いします。
- 宿泊者がいなかった月であっても、そのことが分かるよう徴収原簿を作成いただく必要があります。
- 泊料金は、別に規定する額をいい、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関し、その対価又は負担として支払うべき金額から次の金額を除いた額です。
 - 宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額
 - 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
 - 消費税、地方消費税、入湯税等の税
 - 自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金額等
 - 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
 - 旅行業者が宿泊者からとる手数料等に相当する金額

*課税対象欄のそれぞれの区分(宿泊施設(部屋)形態)において、例えばシングルであっても価格帯があり、それぞれの金額(宿泊料金)ごとに項目を追加していただき、記載していただきます。また、必要のない項目につきましては、削除しても構いません。

納入申告書の内訳資料として必ず添付してください。記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。「申告納期限の特例適用者」の指定を受けた場合は、3か月の内訳表を1枚にまとめたものも使用できます。
 ※(略称) BR: ベッドルーム

【宿泊税納入書】

北海道倶知安町		宿 泊 税 領 収 証 書 (公)	
市区町村コード			
014001			
口座番号		加入者名	
02720-8-960116		倶知安町会計管理者	
年度	申告年月	申告区分	指定番号
		申 更 決 告 正 定	
納 入 金 額	税 額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
	延 滞 金		
	加 算 金		
	合 計 額		
納 期 限		年 月 日	
特別徴収義務者 住 所 (所在地)			
氏 名 (名称)			
上記のとおり領収しました。		領 収 日 付 印	
(納入者保管)			
この領収書は、5年間保存してください。			

【申告年月日欄】

●宿泊行為のあった年月を記入してください。

【指定番号欄】

●倶知安町から宿泊施設ごとに割り当てられる指定番号(8ケタ)を記入してください。

※番号桁数は確定していません。

【税額欄】

●申告納入すべき宿泊税額を右づめで記入してください。

【合計額欄】

●合計額を右づめで記入してください。

●最上位桁の左欄に「〒」記号を記入してください。

●金額を誤記した場合は新たな納入書をお使いください。

【納期限欄】

●当該月分の申告納期限を記入してください。

【特別徴収義務者欄】

●特別徴収義務者の住所及び氏名(法人の場合は所在地及び名称)を記入してください。

【領収日付印欄】

●金融機関等窓口で、「領収日付印」を押印のうえ、領収証書をお渡します。大切に保管してください。

申告納入期限の特例を受けている場合であっても、納入書は1ヶ月分ごとに作成してください。

3 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていないとしても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

(2) 還付

(1) の場合において、既に宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

【納入義務の免除、還付の理由となる例】

- 納税義務者が破産、整理等の法的手続きに入り支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 納税義務者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払ができなくなった場合

(3) 還付金の充当

納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に町税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(4) 納入義務免除・還付を受けようとする方

納入義務の免除・還付の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。詳細については、町税務課宿泊税担当にお問い合わせください。

4 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内とされています。

(申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内)

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人

宿泊税の特別徴収義務者が倶知安町内に住所及び事務所等（以下「住所等」といいます。）を有していない場合、特別徴収義務者は「納税に関する一切の事務を処理」させるため、原則として町内に住所等を有する者を代理人（この代理人を「納税管理人」といいます。）と定めて町長に申告しなければなりません。

2 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者の皆様に帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存をしていただくこととしています。

特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）は、22ページ又は23ページ記載の「帳簿（宿泊税徴収原簿）」（見本）を参考に必要事項を記載し、5年間保存してください。また、売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊者が宿泊に関し支払うべき金額等が記載されているものは2年間保存してください。

3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、倶知安町の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をお願いします。

4 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合には、「宿泊税更正・決定通知書」により、納付すべき税額及び納入期限（指定納入期限）を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

「宿泊税納入申告書」の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。 【更正による不足税額の10%】

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分については、さらに5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

① 期限後に「宿泊税納入申告書」の提出があったとき。 【申告税額の15%】

② 「宿泊税納入申告書」の提出がないために決定があったとき。 【申告税額の15%】

③ ①②の場合について、更正があったとき。 【更正による不足税額の15%】

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。 【申告税額の5%】

※ ①～③の場合で、納入すべき税額のうち、50万円を超える部分について、さらに5%が加算されます。

※ ④の場合において、その期限後「宿泊税納入申告書」が、本来の期限から1月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき。

① 過少申告加算金に関するもの 【過少申告加算金10%に代えて35%】

② 不申告加算金に関するもの 【不申告加算金15%に代えて40%】

※ 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合にさらに10%加算されます。

6 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合、平成31年(2019年)中^{*1}においては、納入日までの日数に応じ、以下のとおり延滞金がかかります。

① 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで	年2.6%
② ①の翌日以降	年8.9%

*1 上記表中の率は、平成31年中の数字です。各年の前年の12月15日までに決定されます。

※ 延滞金を算定する場合、滞納額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その全額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

※ 延滞金の割合は、「各年の前年12月15日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合（以下、「特例基準割合」という。）を計算の基として、納入期限の翌日から1ヶ月を経過する日までは「特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%を上限）となり、納入期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降は「特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

7 審査請求

俱知安町長が行った処分について不服があるときは、審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の個別指定・解除
- 納入義務免除（還付）の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消 等

(2) 審査請求のできる期間

審査請求は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に行わなければならない。

(3) 手続

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、俱知安町に対して提出してください。

審査請求書の提出先は、町総務課です。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、倶知安町で定めた表記で統一してください。日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

〈例1〉客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

○ 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合計	11,200円
201■年〇月〇日 倶知安町■■■条■丁目 〇〇 ホテル		
印紙		受領印

○ 宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円
上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。		
201■年〇月〇日 倶知安町■■■条■丁目 〇〇 ホテル		
印紙		受領印

〈例2〉客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書

〇〇 〇〇 様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	11,200円
	合計	11,200円

上記金額には、消費税額1,000円、宿泊税額200円が含まれています。

201 ■年〇月〇日

倶知安町 ■■条 ■丁目

〇〇 ホテル

印
紙

受領印

2 特別徴収義務者徴収奨励金

(1) 交付の目的

徴収奨励金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて、納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付対象期間及び交付時期

徴収奨励金の交付対象期間は、3月分から翌年2月分までとし、その交付時期は、交付対象期間の末日の属する会計年度の翌年度（以下「交付年度」という。）の11月中です。

ただし、平成31年度(2019年度)における対象期間は、令和元年(2019年)11月分から令和2年(2020年)2月分までです。

(3) 交付の基準及び交付率（令和2年度(2020年度)交付分）

	基準	交付額
1	令和2年(2020年)3月分から令和3年(2021年)2月分まですべて納期内完納していただいたとき	納期内完納税額×3.0%※ (通常：2.5%)
2	1の期間において、1ヶ月でも納期内完納していないとき	納期内完納税額×2.5%※ (通常：2.0%)
3	1、2の場合で、加算金を伴う増額更正又は決定処分を受けたとき	納期内完納税額×1.5%※ (通常：1.0%)

- ※の交付率については、平成31年度(2019年度)から5年間の特例措置です。それ以降は()内の率となります。

■口座振替のお手続きのお願い

- 特別徴収義務者徴収奨励金のお受け取りに際しては、便利な口座振替の方法をお勧めしております。
- お手続き後は、次年度以降も、お届けの口座へ振替をさせていただきます。
- 口座振替以外の場合は、お送りする支払通知書で本町指定の銀行各支店においてお受け取りの手続きが必要となります。
- また、この場合は、印紙税法の規定により奨励金額に応じた収入印紙の貼付が必要です。